

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第126号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成24年6月23日 00時00分ごろ
発生場所	香川県丸亀市下真島北西方沖 丸亀市所在の丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位301° 1.05海里付近 (概位 北緯34° 18.8′ 東経133° 45.0′)
事故等調査の経過	平成24年7月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十一丸住丸、499トン 135526、丸住ライン株式会社 B 漁船 第二白竜丸、2.5トン KA3-28460（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 甲板員A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網切断
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか4人が乗り組み、紙製品約1,200tを積載して船首約3.2m、船尾約4.1mの喫水となり、平成24年6月22日23時45分ごろ甲板員Aが単独の船橋当直に就き、11~12ノットの対地速力で自動操舵により丸亀市沖の備讃瀬戸南航路外側を東北東進した。 甲板員Aは、船首方に接近する漁船を認めて自動操舵でわずかに左へ変針し、漁船を正面に見るようになって更に左へ変針したところ、平成24年6月23日00時00分ごろ、A船が、B船の流し網に接触して同網が損傷した。 B船は、下真島北西方沖の海面に長さ約650mのさわら流し網を南北方向に入れ、網の北端に赤色の標識灯、南端に緑色の標識灯を表示し、網の近くに漂泊していたところ、船長Bが、約300m西方にさわら流し網に進入する針路で接近するA船を認め、網の存在を知らせるために赤色全周灯、航海灯及び黄色回転灯を点灯し、A船に懐中電灯のライトを照射しながら接近したが、A船がB船のさわら流し網の上を航行した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好

	海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	<p>甲板員Aは、瀬戸内海での運航経験が豊富であったが、丸亀市沖の備讃瀬戸南航路外側を航行した経験がなく、さわら流し網の操業方法を知らなかった。</p> <p>甲板員Aは、6月9日に臨時の船員で乗船した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は東北東進中、B船は漂泊してさわら流し網漁の操業中、下真島北西方沖において、B船の流し網にA船が接触したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、操業中のさわら流し網に気付かなかったことから、B船が接近するのを認めて左転し、A船が、さわら流し網の上を航行して同網を損傷したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、操業中のさわら流し網に進入する針路で航行するA船を認め、網の存在を知らせようとして懐中電灯のライトを照射しながら、A船に接近したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、下真島北西方沖において、A船が東北東進中、B船が漂泊してさわら流し網漁の操業中、甲板員Aが操業中のさわら流し網に気付かなかったため、A船がさわら流し網の上を航行したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、夜間、操業中の漁船の網を見落とさないよう、適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、新しく乗船した乗組員と意思の疎通を図り、運航経路における漁船の特殊な操業方法等の注意すべき情報を共有し、安全運航に努めること。